
○議長（近藤八郎君） ただ今から、平成31年第1回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、7名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 大西 功 議員及び6番 蓑谷春之 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの10日間に決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 町長より、予算編成方針の表明があります。

町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。

平成31年度の予算編成方針を述べさせていただく前に、今定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今冬は、正月から穏やかな気候が続き、町民の皆さんの暮らしも積雪寒冷の緩やかな中で過ごされているのではないかと推察するところでございます。既に例年より雪解けも早く、春の訪れが待ち遠しい今日この頃でございます。

このような折、議員各位には、時節柄御多用のところ、平成31年第1回議会定例会に御出席を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。

今定例会に提案させていただく議案は、条例案件2件、単行案件3件、予算案件13件、報告1件の計19件であり、そのほか6件について行政報告をさせていただくところでございます。

議員各位には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、

開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、平成31年度予算編成方針を述べさせていただきます。

平成31年第1回下川町議会定例会の開会に当たり、平成31年度の予算編成方針の概要について申し上げます。

私は、平成27年5月に町長に就任以来4年間、「幸せ日本一」を念頭に、多くの町民の皆様への参加や御理解、御協力を頂きながら、今日まで様々な取組を進めてまいりました。

御承知のとおり、今年4月に第19回統一地方選挙が実施される所であり、予算編成に当たりましては、義務的経費のほか、行政の継続性を確保するための必要な経費を計上し、早期に対処すべき事業等を除き政策的な新規事業は原則として見送る骨格予算を編成したところであります。

本年度の予算規模は、一般会計で46億7,100万円、対前年度比3.6%減。

下水道事業特別会計で2億867万円、対前年度比20.6%減。

簡易水道事業特別会計で1億869万円、対前年度比18.1%増。

介護保険特別会計で7億9,179万円、対前年度比4.4%減。

国民健康保険事業特別会計で4億7,041万円、対前年度比0.4%増。

後期高齢者医療特別会計で6,275万円、対前年度比2.6%減。

病院事業会計で5億9,991万円、対前年度比3.4%減。

7会計総額では69億1,322万円で、対前年度比3.8%減となりました。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然厳しい状態が続いておりますが、自ら考え、自律する自治体づくりによって乗り切ることができるものと考えます。

将来の下川町を見据えると、地域活力の原動力となる生産年齢人口を維持していくことが大変重要であり、移住促進や定住施策は不可欠であります。

貴重な自然資源や人的資源、様々な財源を有効に活用し、持続的な地域社会の実現に向け、計画的な予算執行を進めることとしており、分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であり、各公区の関係組織や各福祉団体が果たす役割は大変重要であることから、地域で支え合うネットワークづくりと地域全体をお互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、共生型住まいの場「ぬく森」の運営とともに、日中の活動の場としてサロン事業等を展開し、在宅における介護予防効果を高めるため、介護予防事業を推進してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、資格取得の支援を実施し、人材の確保・育成を図り、直営の福祉・医療施設の強みをいかしつつ、地域包括ケアシステムの推進を強化してまいります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度については、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後もきめ細かい事業を実施するとともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業については、第7期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

メタボリックシンドローム、高血圧及び糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防し、望ましい生活習慣を確立するため、町民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診を実施し、地域の健康課題を踏まえた生活支援や環境づくりに努めてまいります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

予防接種については、医療機関と連携しながら、被接種者が予防の有効性を理解した上で効果的に接種ができるよう努めてまいります。

第4は、医療対策であります。

町内唯一の医療機関であります「町立下川病院」は、町民に優しい医療機関として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう保健・医療・介護・福祉の連携を図るとともに、超高齢化社会に対応した地域包括ケアシステムの拠点として、役割を担いながら更なる診療体制の充実強化を図ってまいります。

また、訪問診療・訪問看護の充実に努めるとともに、身近な医療、患者サービスの向上に努めてまいります。

専門的な治療につきましては、道北地域のセンター病院である「名寄市立総合病院」との医療連携ネットワークをいかして、役割分担と機能の充実強化を図り、町民が安心して医療を受けられるよう努めてまいります。

さらに、新町立下川病院改革プランに基づき、病院事業会計の財務状況の健全化のため、地域の事情を踏まえた経営改革に取り組んでまいります。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って安心して生活することができるよう、介護予防の効果が期待できる高齢者の集いの場の充実に努めてまいります。

また、関係機関と連携して、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進や、人感センサーと地域関係者による見守りなど、安心支え合いネットワークの充実に努めてまいります。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、地域リハビリテーション、在宅医療と介護の連携により、安心した在宅生活が送られるよう施策を推進してまいります。

また、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加する、介護予防ボランティア事業を推進してまいります。

高齢者福祉施設等の運営については、地域における介護サービス及び地域福祉の向上のため、介護職員等の人材確保や人材育成を図りながら、より充実したサービスの提供に努めてまいります。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

現在の幼児センターを廃止し、新たに「下川町認定こども園」を設置し、教育の拡充を図るとともに、保育士の充足に努め、多様な保育ニーズに応えてまいります。

また、次代を担う子供一人一人の子育てを地域全体で支援していくため、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び関係機関と連携した子育て支援を推進してまいります。

さらに、子ども・子育て支援新制度による次期下川町子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、保護者等の利用希望を的確に把握した上で、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりを行い、子を持つ保護者の様々なニーズに対応できるよう、子育て支援の充実に努めてまいります。

なお、子育て世帯における経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、障がい者の暮らしを支えるため、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら、地域生活支援拠点の充実に努めるなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障害者支援施設の運営については、利用者の障害程度の重度化や高齢化等に対応する支援内容の充実に努め、生活支援員の確保と人材育成により、サービスの向上に努めてまいります。

また、グループホームの入居者がより安全で安心して暮らせるよう、生活環境及び生活基盤の確保に努めてまいります。

次に、第2点目の分野方針「教育」であります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは方針の一端を申し上げたいと存じます。

本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策については、教育施策の目標や基本方針を定めた下川町総合教育大綱に基づき、次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育の充実であります。

義務教育におきましては、基本的な知識や技能、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等に加え、その学びをいかしていく力が必要であり、各学校段階を通じて、主体的かつ対話的な深い学びを実現していくことが重要であります。

子供たちの個性を伸ばし、能力を引き出しながら、社会で自立していく上で必要な学力や体力を育むとともに、学習意欲の向上や学習習慣の改善を図ってまいります。

家庭における生活習慣の改善と家庭学習を推進するとともに、学校においては、ICTの活用と道徳教育の充実、地域の特色をいかした森林環境教育並びに地産地消を学ぶ食育の充実に努めてまいります。

また、義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育推進に向けた小・中の連携を図るとともに、教職員の研修を通じた連携促進や地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティスクールの充実に努めてまいります。

特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障がいのある子供と、障がいのない子供が共に学ぶインクルーシブ教育理念を踏まえ、支援を必要とする子供一人一人の教育的ニーズや障がいの程度に応じた指導並びに支援の充実を図るとともに、教育環境の整備を図ってまいります。

次に、下川商業高等学校は、平成31年度は定員に対して4分の3を超える出願状況にあり、引き続き地域に開かれた魅力ある学校づくりや各種支援対策を行い、存続の維持・発展に努めてまいります。

第2は、生涯学習の推進であります。

町民の潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、町民が生涯を通じて積極的に学び、その成果をいかせる環境づくりが重要であり、生涯各期における学習機会の提供と自主学習の推進を図ってまいります。

第3は、生涯スポーツの推進であります。

町民の健康に関する意識が高まっていることから、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり教室等、生涯スポーツの充実に努めてまいります。

また、各種競技大会の開催やスポーツ少年団活動等の支援を充実し、健全な心と体力及び技術の向上を図ってまいります。

特に、ノルディックスキー競技におきましては、本町出身選手が国際舞台で活躍していることが、町民に夢と希望と勇気をもたらしていることから、今後におきましても、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き幼・小・中・高一貫指導による選手の育成強化を進めてまいります。

第4は、芸術文化の振興であります。

芸術文化活動は、創造性を育み、表現力を高め、心豊かな地域づくりに資するものであり、質の高い芸術文化に触れる機会の提供により、地域に根ざした個性あふれる文化活動を支援してまいります。

また、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の充実と普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため、文化財の保護及び活用に努めてまいります。

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります。次の14項目を重点に推進してまいります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

人口減少や少子高齢社会の到来、空き家・空き地の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえた「都市計画マスタープラン」の方針に基づき、有効な土地利用、市街地づくりを進めてまいります。

第2は、景観・公園の整備であります。

公園は、町民の安らぎや憩いの場であり、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション等、多様な活動の拠点となっていることから、安全で安心して快適に利用できるよう適切な維持管理に努めるとともに、適正な配置について検討を進めてまいります。

また、サンルダムの竣工に伴い、その周辺整備についても計画的に進めてまいります。

第3は、住宅対策であります。

移住・定住対策など多様化する住宅需要に対応するため、住生活基本計画及び公営住宅

等長寿命化計画に基づき、計画的な個別改善事業や既存住宅の改修等により、住環境の整備を進めるとともに、快適な居住空間のあり方等を検討してまいります。

また、空き家対策につきましては、空き家等対策計画に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や安全で安心な暮らしの確保を図ってまいります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の維持補修や橋梁の長寿命化を計画的に進めるとともに、路肩の草刈りや路面清掃等、交通環境の整備に努めてまいります。

第5は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、効率的かつ効果的な除排雪事業に努めるとともに、宅地における排雪処理を支援するため、自主排雪支援事業を実施し、快適な住環境の確保に努めてまいります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水の供給と効率的で効果的な水道施設整備に向けて、下川浄水場建設基本計画に基づく施設整備に係る事務を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

また、営農飲雑用水施設につきましても、適切な維持管理に努めてまいります。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、下川浄化センター長寿命化計画に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理に努めてまいります。

第8は、公共交通対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として、基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保に努めてまいります。

また、地域公共交通として、予約型乗り合いタクシー及びコミュニティバスの運行により、安全で安心な暮らしを確保し、利便性や乗合率の向上など、効率的な運行に努めてまいります。

第9は、環境保全対策であります。

本町においては、森林バイオマスのエネルギーの活用と省エネ対策を推進し、温室効果ガスの削減に向けた施策を進めてまいります。

廃棄物処理及び公衆衛生対策としては、環境負荷の低減や環境美化の推進を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

第10は、交通安全・防犯対策であります。

安全で安心な地域づくりを進めるため、関係機関・団体との連携強化により、町民一人一人の交通・防犯意識の高揚を図り、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

第11は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を強化してまいります。

また、「ばくりっこ」の活動を通じた埋立ごみの減量化とコミュニティの醸成に支援するとともに、消費生活セミナーの開催を通じて、環境や社会に配慮した倫理的思考に基づく持続可能な消費行動を促進してまいります。

第12は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されており、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

本年度におきましては、救助用資器材の更新と救助用ボートの導入を進め、消火栓の更新などと併せ、消防装備及び消防施設整備を図り、消防力を充実強化してまいります。

また、複雑多様化する火災や各種災害に迅速かつ的確に対応するとともに、救急需要に対応するため、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第13は、危機管理対策であります。

近年、各地において災害の発生頻度が高まっていることから、町民の生命と財産を守るため、防災体制の充実に努め、防災及び減災対策を積極的に進めてまいります。

防災対策においては、日頃の心構え等を積極的に広報するとともに、全町的な防災訓練を実施し、町民の防災意識の向上を図ってまいります。

また、サンルダム完成に伴い、洪水ハザードマップの更新や災害備蓄品の整備を計画的に行うとともに、住民の防災知識向上のための防災セミナーの開催、各公区の自主防災組織の育成を図ってまいります。

第14は、情報化の推進であります。

地域情報通信基盤整備推進事業により整備した行政情報告知端末について、高齢者見守りシステムやJアラートなどと連動させ、必要な情報の提供や光回線の有効活用を進めてまいります。

次に、第4点目の分野方針「産業」であります。次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、農業振興対策であります。

近年、気候変動や農業資材等の高騰による経営の圧迫、農業経営者の高齢化や担い手不足など、地域が抱える課題に加え、国際情勢においては、T A Gで、米国最大の米の業界団体がT P Pを上回る市場開放を求めるなど、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、不透明感を増しています。

このような情勢の中、足腰の強い農業を構築するため、次の6点を重点に農業振興対策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策であります。

地域の活力を維持するためには、本町の基幹産業である農業の振興は極めて重要であることから、各種農業施策を推進するとともに、関係機関と連携し農業者を支援してまいります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進であります。

農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支払制度を活用し、集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良施設については、指定管理者により効率的な運営に努めるとともに、土壌改良材活用による環境配慮型農業を推進してまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用集積を促進するとともに、「道営草地整備事業公共牧場整備下川サンル地区」の実施により、サンル牧場の草地改良と施設整備を進めてまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

安全、安心な農畜産物の生産を推進するためには、乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であり、家畜飼養環境の改善が図られるよう支援してまいります。

また、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産に対して支援するとともに、生産体制の効率化及び拡大を図るため、施設整備等に対し支援してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間軽減を図るため、酪農ヘルパーの運営を支援してまいります。

また、新しい栽培技術の導入やスマート農業の推進に対し支援してまいります。

次に、農業経営を支援する施設運営についてであります。町営サンル牧場は、指定管理者により飼養コストや労働時間の縮減を図り、経営安定化に資する施設として運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大のため、生産者が中心となって利活用を進めてまいります。

農産物加工研究所は、安定的な生産体制構築のため、原料確保と販路拡大に努めてまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

中核的農業者の活動促進や育成を図るため、下川町農業振興基本条例に基づく支援を行うとともに、担い手対策を進めてまいります。

また、担い手を確保するため、農業研修道場での研修内容の充実を図り、効果的運営を引き続き進めるとともに、新規就農予定者の積極的な募集と農業後継者育成を支援してまいります。

第2は、林業・林産業施策であります。

豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推進し、林業・林産業システムの革新、雇用の確保・創出及び木材産業の安定化と地域の活性化を図るとともに、バイオマス産業都市構想の具現化に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林については、循環型森林経営を着実に推進するため、森林認証を基盤とした計画的な森林整備を実施することにより、木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域の活性化を進めるとともに、将来にわたり森林資源を持続させていくため、優良な造林苗木である「クリーンラーチ」の特定母樹園の整備を推進してまいります。

また、下川町林業振興基本条例に基づき、私有林整備支援事業を推進してまいります。

さらに、林産業事業者の木材需要ニーズに対応するため、上川森林認証協議会を通じた^{エスジェック}SGEC森林認証の町有林の新規取得を推進してまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林管理を行う中で、施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、雇用の継続と地域林業の活性化を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材確保に向けた持続的な取組として、実習等の連携と協力に関する協定を締結した高校や団体との協力体制を強化するため、実習フィールドの提供や町内の林業事業体へのインターンシップ等の受入れなどを推進してまいります。

また、北海道立北の森づくり専門学院の講義拠点として北海道と連携・協力の下、開校に向けた受入れ態勢の整備を推進するとともに、人材育成の取組として、地元NPO法人等と連携して町内中学・高校生向けの職業教育を行い、林業・林産業への理解を深めることにより、地元の就労につながる活動を進めてまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

森林総合産業化を進める上で、森林整備と併せて林産業の振興を図るために極めて重要な川下対策について、下川町林業振興基本条例に基づく林業・林産業事業者の設備投資への支援を継続するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへの支援により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んでまいります。

また、林業・林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査・研究及び誘致企業と連携した新たな木材活用の可能性調査を継続するとともに、広葉樹材の利活用について近隣市町村等と連携し、調査検討を進めてまいります。

さらに、林産業事業者と連携し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会「選手村ビレッジプラザ」整備に対する木材提供を行い、下川町産FSC森林認証材の普及啓発活動を進めてまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

市街地における木質バイオマスボイラーの更新を見据えた地域熱供給面的拡大の検討や森林バイオマスエネルギーを中心とした再生可能エネルギーの活用を推進し、燃料や維持管理コストの低減を図り、林業・林産業の活性化と脱炭素社会の構築に向けて取り組んでまいります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署とも連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催してまいります。

また、新たな森林文化の確立に向けて、引き続きチェーンソーアート大会への支援を行ってまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

ヒグマやエゾシカなどによる生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るとともに、近年増加傾向にあるアライグマ、キツネ、カラス等の対策を行うため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保に向けた支援を引き続き実施してまいります。

第4は、産業振興対策であります。

商工業の後継者と労働力不足が懸念される中、次の2点を重点に推進してまいります。

1点目は産業振興であります。

中小企業の振興については、中小企業振興基本条例に基づき、経営基盤強化、人材の育成、労働環境の改善などを支援するとともに、下川町産業活性化支援機構を中心に、総合的な移住促進、事業承継者や起業家の誘致、事業者と就業希望者のマッチングなどを関係機関と連携して総合的に取り組み、地域経済の活性化や雇用の維持と創出を図ってまいります。

経済交流の拡大については、誘致企業である「スズキ株式会社」や「王子ホールディングス株式会社」等との円滑な事業推進のため連携を強化するとともに、森林づくりパートナーズ基本協定を締結している企業等との交流拡大を進めてまいります。

また、課題を共有する自治体間の連携を強化し、地域課題の解決に取り組んでまいります。

観光振興については、アイスクャンドルミュージアムなどの各種イベントを核とした交流人口の拡大や、昨今の海外観光客、体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していくため、名寄川地区かわまちづくり計画と連携したサイクリングツーリズムの検討を進めるとともに、地域資源を最大限にいかしながら、地域ブランド力の向上や受け入れ態勢の充実を図ってまいります。

また、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、地域文化交流の促進と滞在型交流人口の拡大を図ってまいります。

産業間の連携については、産業連携会議の開催や産業クラスター構想の推進により、地域産業の活性化と新たな産業の創造を図るなど、産業の振興と地域活性化を図ってまいります。

雇用・労働対策については、雇用の確保、雇用機会の創出、雇用の通年化を目指し、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、労働環境向上の取組を支援してまいります。

2点目は、一の橋バイオビレッジの推進であります。

集落対策のモデルである一の橋バイオビレッジ構想の推進や特用林産物栽培研究事業など、一の橋地域の核となる産業振興を推進してまいります。

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、町民懇談会の開催をはじめ、多くの団体等との意見交換の機会を創出し、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。

町内外の多様な人材の活用と連携を促すための基盤を構築し、地域住民が主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進してまいります。

また、「2030年における下川町のありたい姿」や「持続可能な開発目標」の普及展開を図ってまいります。

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期総合計画につきましては、将来像に、住民の深い議論の下に策定された「2030年における下川町のありたい姿」を位置づけ、「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と、7つの「ありたい姿」の実現に向けて、限られた財源の中、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証し、選択と集中を行いながら進捗管理計画の見直し等を行ってまいります。

また、本年度も職員の人材育成事業として、引き続き内閣府への職員派遣を実施してまいります。

第2は、持続可能な財政運営であります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と積極的な行財政改革に取り組んでまいります。

町税等につきましては、適正な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

以上、予算編成の概要を申し上げましたが、冒頭申し上げましたように、骨格予算として編成したところでございますが、できる限り行政の継続性を確保し、住民サービスの低下、地域経済の停滞につながらないよう配慮したところでございますので、議員各位並びに町民の皆様より一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、平成31年度予算編成方針とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で予算編成方針を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 教育長より、教育行政執行方針の表明があります。教育長。

○教育長（松野尾道雄君） おはようございます。

日頃から教育行政の推進に当たりまして、議員各位、町民の皆様には特段の御支援、御指導賜りまして、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

それでは、平成31年第1回下川町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様への御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

今日、少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展及び高度情報化の進展など、社会が大きく変化する中で、本町が目指す「2030年における下川町のありたい姿」を実現していくために、「すべての町民に学習する機会を提供し、特に未来を担う児童生徒には、包摂的かつ公平な質の高い教育の提供を目指す」を基本目標に、ESD「持続可能な開発のための教育」を推進し、持続可能な社会づくりの担い手を育む必要があります。

下川町教育委員会では、ふるさと下川に誇りを持ち、お互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身に付けることができるように、第2期下川町総合教育大綱に基づき、学校、家庭及び地域が連携して教育力の向上を図り、全ての児童生徒の個性や可能性

を最大限に伸ばし、子供たちが夢と希望を持ち、これからの時代を生き抜くための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努めてまいります。

また、身近な自然環境や歴史・伝統文化に触れる機会を通して特色ある教育活動を推進し、系統的に体験活動の充実を図りながら、ふるさと下川への愛着と誇りを育てまいります。

また、発達段階に応じた教育の中で、確かな学力の育成を図るとともに、基本的な生活習慣・読書活動・社会性の習得など、豊かな心と健やかな体の育成をはじめ、教育環境の充実、家庭の教育力を高めることに努めてまいります。

このようなことから、下川町総合教育大綱の基本目標であります「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」の実現に向け、教育行政を推進してまいります。

はじめに、小中学校教育の充実について申し上げます。

子供たちが、これからの時代を生き抜く力を身に付けるため、新学習指導要領の基本であります「社会に開かれた教育課程」を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという目標を社会と共有し、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働により実現していく必要性が求められています。

また、子供たちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた教育推進が重要であります。

このことから、全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動、運動習慣等調査の分析結果を踏まえ、創意ある教育課程の編成や、指導方法の工夫・改善などを進め、児童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進してまいります。

保護者の皆様には、「子供を育て、包み、伸ばす親の総合力」いわゆる「親力」の発揮と、子供に家庭学習や生活習慣を身に付けることに御協力いただき、確かな学力の向上に努めてまいります。

特に、デジタルメディアへの過剰及び不適切な接触については、学校における情報モラル教育の一層の充実を図るほか、保護者に対する啓発や、インターネットの安全・安心な利用に向けた家庭でのルールづくりなどを推進します。

また、地域の未来を担う人材の育成の観点から、地域や地元企業等との連携協力の下、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育てため、キャリア教育の一層の充実を図ってまいります。

児童生徒の発達段階に応じた学習環境につきましては、ICTの活用を推進し、効果的な学習環境を整備するとともに、新学習指導要領に掲げる外国語教育の充実のため、語学指導助手による高学年外国語及び中学年外国語活動の学習や国際理解教育の充実を図り、低学年から学習する習慣を身に付けるため、ウィークエンドスクールにおいて、家庭学習の充実による学力向上に努めてまいります。

また、児童生徒がお互いの考えや気持ちを認め合い、思いや考えを適切に表現することができるよう、各教科におけるディスカッション等による効果的な指導助言を行い、コミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、共生社会の形成に向けて、全ての児童生徒が共に学ぶイ

ンクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子供たちに切れ目のない一貫した教育が行われるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図り、相談員による学習面や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と、就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行うため、必要に応じて外部の専門家による指導助言を受けるとともに、小中学校に支援員を配置し、発達の遅れなどが見受けられる児童生徒の学校生活を支援してまいります。

地域とともにある学校づくりのため、コミュニティスクール(学校運営協議会)の中で児童生徒の実態及び課題を共通認識したところであり、これらの課題解決のため、学校運営協議会が主体となり地域や保護者に参画・協力いただけるよう事業の展開を考えております。

小中連携、一貫教育につきましては、義務教育9年間の系統的・継続的な教育を行うため、先進地の調査研究や将来的な児童生徒数推移を踏まえ、検討を進めるとともに、小中連携による学校運営をより推進してまいります。

豊かな人間性を育む上で道德教育の果たす役割は極めて大きく、特に道德の教科化により、よりよく生きるための道德性を養う「考え、議論する道德」の実現に向け、指導方法の工夫改善や指導体制の確立を図るための支援をしてまいります。

また、生命尊重や感謝・親切、公正・公平など、自他を尊重する思いやりの心を育成するため、学校教育活動全体を通じた人権教育の充実が図られるよう支援します。

子供たちが連帯と共生の豊かな心を持ち、活力あふれる人間に成長するため、森林との触れ合いや林業体験などを通して学習する森林環境教育を行います。

また、健やかな体づくりのための保健指導及び保健管理の充実に努めるとともに、食に関する正しい知識と地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等の健康教育を推進してまいります。

いじめの対応については、子供たち同士の望ましい人間関係を醸成する学校経営・学級運営を通して未然防止に取り組むとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相談の実施により早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、組織的かつ速やかに対応するよう、各学校等への指導を徹底してまいります。

また、不登校については、教職員と保護者が連携して、個別での学習・生活支援を行ってまいります。

児童生徒の安全・安心の確保につきましては、交通安全教育や防犯教育による児童生徒の意識啓発に努めるとともに、通学路の安全点検を実施するなど、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に万全を期してまいります。

子供たちの体力向上に向けて、体育の授業改善や学校・家庭・地域・行政の連携により、体力向上を推進してまいります。

次に、下川商業高等学校への支援について申し上げます。

近年、下川商業高等学校は、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況である中、本年度は定員に対して4分の3を超える出願者数となっており、引き続き「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を進めるため、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性をいかした特色ある教育活動、入学促進のための支援及び部活動育成の支援を行い、存続の維持・発展に向けた振興策を進めてまいりま

す。

次に、生涯学習の振興について申し上げます。

生涯を通じた学びの支援による人づくりと地域づくりのため、時代の変化や生活や就労等の必要な学びを支援することで仲間づくりや人づくりを推進し、生涯を通して学び続ける社会を構築し、現代的課題や多様化する社会に対応する学習機会の提供を図るとともに、学んだ成果をいかし認められる「豊かな人生」と「生きがいづくり」を創出することが重要であります。

そのために、生涯各期における学習活動の機会の提供と環境整備に努めるとともに、社会の変化に伴い、生涯学習に対する町民ニーズが多様化していることから、町民自らが自由に学習機会を選択できる生涯学習体制の充実を推進してまいります。

家庭教育では、子供の健やかな成長に必要な正しい生活習慣を身に付けるために、家庭の教育力向上が不可欠であることから、子供の発達段階に応じた各種セミナー、ブックスタート及び体験講座などの学習機会を提供し、親子の絆を深める取組を実施してまいります。

児童室におきましては、親子が安全に安心して触れ合える場を提供するとともに、放課後児童の安全と居場所を確保してまいります。

青少年教育では、子供たちの人格の基礎が作られる最も大事な時期であることから、学校・家庭・地域社会が連携を深め、良好な環境づくりを推進するとともに、キッズスクール等による各種体験活動を提供し、未来を担う青少年の育成に努めてまいります。

成人教育では、多様化する価値観の中、趣味や生きがいを求めて多くのサークルや団体が活動しております。学びは個人の資質向上ばかりでなく、仲間づくり、地域づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した講座や現代的な課題に対応した講座等の学習機会を提供するとともに、マイプランマイスタディ事業による自主学習と仲間づくりを推進してまいります。

高齢者教育では、健康で生きがいのある充実した生活を送るために、各種交流会及び高齢者学級などにより学習と交流の機会を提供するとともに、高齢者が持つ知識、技能及び経験をいかし、生きがいのある生活を送られるよう努めてまいります。

図書室では、図書資料の充実を図るとともに、町民の読書を通じた主体的な学びや活動を支援し、町民に親しまれる図書室づくりを進めてまいります。

また、読み聞かせや読書イベントにより、子供の読書活動を推進し、幼児が本に親しむきっかけをつくり、子供の表現力や創造力の醸成を図るとともに、親子のふれあいを推進してまいります。

次に、生涯スポーツの振興であります。

生活習慣の変化などによる精神的なストレス、体力及び運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに関する意識が高まっております。

スポーツは、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上を図る大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりにつながるスポーツ教室の開催などを進めてまいります。

競技スポーツにおいては、体育協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動の支援を行う

とともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めてまいります。

また、各少年団等から全道・全国に出場する選手がいることから、スポーツ少年団活動に対する支援策として、少年団に対する活動費助成、指導者等資格取得に対する助成、共通備品への助成、青少年の文化・スポーツ活動での全道・全国大会参加への支援などを図り、保護者の負担軽減と青少年健全育成の推進及びスポーツ競技力の向上を目指します。

さらに、全道・全国・世界大会に出場する選手を輩出することが、子供たちのみならず町民に感動と勇気と可能性をもたらしております。

本町のスポーツ文化であるノルディックスキージャンプにおいては、幼・小・中・高一貫指導を継続して推進してまいります。

また、スポーツ施設においては、老朽化の進んだ施設や利用が少ない施設については、体育協会、スポーツ少年団及びスポーツ愛好者等、広く町民の意見を把握し、今後の体育施設の整備等について検討を進めてまいります。

次に、芸術文化の振興であります。

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、優れた芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが必要であり、その良さを実感できる質の高い芸術文化を提供するとともに、文化団体に対し支援してまいります。

文化財保護活用では、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に取り組むとともに、無形文化財である「上名寄郷土芸能」につきましても、積極的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるために支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図ってまいります。

また、郷土資料保存施設等に保存してある資料について、引き続き調査整理を進め、今後の資料の保存・整理・活用等について検討してまいります。

以上、教育行政の概要を申し上げましたが、変化の激しい時代の中、こうした変化に対応するため、生涯を通して学び、考え、様々な困難を乗り越えながら、いくつになっても夢と志の実現のために挑戦し、自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりと幸福な人生を自ら創り出していくための支援をすることが教育の使命であります。

本年度から、第2期下川町総合教育大綱のスタートの年であり、これらの使命を果たすべく、学校・家庭・地域・行政の連携の下で、一丸となって本町教育行政の充実・発展に取り組んでまいります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。平成31年度下川町教育行政執行方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

ここで、11時まで休憩といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前10時59分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） それでは、6件の行政報告を申し述べたいと思います。

1件目でございますが、下川町都市計画マスタープランの策定について、御報告申し上げます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都市計画区域内における土地利用や道路・公園・下水道など、市街地づくりに関わる方針を示すものであります。

本町の都市計画マスタープランは、平成15年3月に策定されたものであり、策定から16年が経過し、少子高齢化等による人口減少、産業構造の変化や時代の流れに伴う社会情勢の変化などへの対応が必要となったことから、今回策定を行ったものであります。

策定に当たっては、最上位計画である下川町総合計画と整合性を図ること、また、検討の期間を十分に確保する必要があることなどから、平成29年度から平成30年度までの2か年を策定期間とし、作業を進めてきたところであります。

策定体制といたしましては、町民10名で構成する町民検討委員会、役場職員14名で構成する庁内検討委員会において、平成29年度はそれぞれ4回、また、平成30年度もそれぞれ4回の会議を開催し、課題の整理やまちづくりの方向性について検討してまいりました。

また、町民への情報提供や意見聴取につきましては、広報誌等による情報提供のほか、全町民を対象としたアンケート調査、パブリックコメント等を実施し、町民の意向を可能な限り反映するべく作業を進めてきたところであります。

今後につきましては、市街地において関連する各種個別事業の実施に当たっては、原則的に今回策定をいたしました都市計画マスタープランに沿って進めていくこととし、有効な土地利用や施設の計画的な配置と整備の充実などの実現を目指し、市街地整備の推進を図ってまいります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます。

2件目であります。

第2期下川町総合教育大綱（下川町教育推進計画）の策定について、御報告申し上げます。

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の取組方針を定めたものであります。

今日、人口減少や少子高齢化、グローバル化や高度情報化、学習指導要領の改訂などの教育改革の大きな流れなどにより社会が大きく変化する中、本町が推進する「2030年における下川町のありたい姿」の実現を目指すため、E S D教育（持続可能な開発のための教育）を推進し、持続可能な社会づくりの担い手を育む必要があり、そのため、教育が果

たす役割が大変重要であると認識しております。

お手元に配布させていただきました本大綱は、本年、最終年度を迎えた現大綱について見直しを図るため、総合教育会議をはじめ、教育委員会議、教育関係各種審議会等及びパブリックコメントによる町民の皆さんからの御意見をしんしゃくし、策定したものでございます。

また、第10期下川町社会教育中期振興計画の最終年を迎えたことにより、学校教育の計画及び社会教育中期振興計画についても併せて策定しております。

基本目標として「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」「すべての町民に生涯にわたり学習(スポーツ・文化を含む)する機会を提供し、特に未来を担う児童生徒には、包摂的かつ公平な質の高い教育の提供を目指す」を掲げ、推進施策として「小中学校教育の充実」「下川商業高等学校への支援」「生涯学習の振興」「生涯スポーツ振興」「芸術・文化の振興」について示しております。

計画の期間は、2019年度から2030年度の12年間とし、前期・中期・後期の各4年ごととし、第6期下川町総合計画期間と同一としております。

また、展開方針は、各期4年ごとに見直しを行い、実践事業においては、毎年度見直しを行います。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

3件目でございます。

平成31年度上川北部消防事務組合下川消防の概要について、御報告申し上げます。

消防行政につきましては、上川北部消防事務組合によって執行されているところでありますが、去る2月28日に平成31年第1回上川北部消防事務組合議会定例会が開催され、平成31年度一般会計予算として、歳入歳出総額12億7,569万1,000円が議決されたところであります。うち、下川町分担金は1億6,690万円で、前年度対比16.6%の減となっております。

次に、下川消防費の歳入歳出予算は1億5,542万円で、前年度対比17.6%の減となりました。

主な事業といたしましては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業として、救助用資器材一式の購入に1,174万円、救助用ボートの購入に214万円を、貸付期間5年での支払いとして整備を進めてまいります。

救助備品といたしましては、空気ボンベの購入に50万円を計上しております。

消防団の事業といたしましては、7月19日に江別市で開催される「北海道消防操法訓練大会」の上川地方支部の代表として、下川消防団が出場することから、訓練用ホースの購入に45万円を、組み立て水槽一式の購入に29万円をそれぞれ計上しております。

また、消防施設整備では、消火栓の更新として277万円を、停電時の対応としてインバータ発電機16万円を計上し、消防力の充実強化を進めてまいります。

次に、昨年の下川町の火災及び救急の状況について申し上げます。

火災につきましては、建物火災が3件、その他の火災が1件の、計4件が発生しており、前年比では3件の増となりました。幸いにも周囲へ火災が広がることなく、被害を最小限度で食い止めることができました。

今後とも町民への防火意識の啓発に努めるとともに、各事業所に対しても防火管理体制

の指導強化を図り、火災予防を積極的に進めてまいります。

救急業務につきましては、昨年の出動件数は154件で、前年比6件の減となっており、148人を医療機関に搬送しております。昨年は急病による救急要請が例年より少なく、町立下川病院のCT導入など、診療・検査体制が充実し、転院搬送が減少したことも要因となっています。

今後も医療機関との更なる連携体制を図るとともに、救急救命士の処置拡大に伴う教育など、救急業務の高度化に努めてまいります。

次に、消防団の活動状況であります。昨年は救助活動に消防団員が出動した事案もありましたことから、今後も各種災害に備えた訓練を定期的を実施するところであり、

また、今年度は北海道消防操法訓練大会の上川地方支部の代表として、下川消防団が全道大会に出場いたしますことから、長期間の訓練を計画しており、職・団員が一丸となって優秀な成績を残せるよう全力を尽くします。

消防団員の充足状況は、定数70名に対して、現在57名と、前年比4名減となっております。消防団員の補充につきましては、依然厳しい状況にはありますが、町民及び事業所等の理解を求めて、定数の確保に努め、今後とも地域防災の中核として、地域に密着した活動をしてまいります。

さて、近年は自然環境の変化により、北海道でも台風の上陸・集中豪雨・河川の氾濫・竜巻の発生・豪雪等が発生し、危険性が增大しています。

また、昨年は胆振東部地震の発生により、全道的なブラックアウトも発生いたしました。

こうした中、少子高齢化はますます進み、災害のリスクを高める要因となっていることから、消防の責務は一段と重要性を増しております。

このような状況を踏まえ、町民が安全・安心して暮らせる地域社会の実現のため、関係機関と一層の連携を図り、地域防災力の充実強化に向けて努力してまいり所存であります。

以上、上川北部消防事務組合下川消防の概要について、御報告申し上げましたが、詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4件目でございます。

平成31年度名寄地区衛生施設事務組合の概要について、御報告申し上げます。

去る2月28日に第1回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会が開催され、平成31年度一般会計予算について議決されたところであり、

歳入歳出予算の総額は、平成38年度に供用開始を目指す中間処理施設建設事業を含めて、それぞれ4億9,070万7,000円で、前年度比5.8%の増であります。

内訳といたしましては、し尿処理部門で1億1,565万9,000円、炭化処理部門で2億2,059万6,000円、埋立処理部門で4,575万7,000円、建設事業部門で2,299万8,000円となっております。

主な内容といたしましては、歳入では、分担金及び負担金が4億501万円、使用料及び手数料6,619万2,000円、繰越金1,800万円などであり、

次に歳出では、議会費81万4,000円、総務費2,154万5,000円、衛生費4億5,979万1,000円のほか、公債費805万7,000円、予備費50万円であり、

以上申し上げます。名寄地区衛生施設事務組合の概要について、御報告申し上げます。

たが、詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付してございます。

5 件目でございます。

平成 31 年度上川教育研修センター組合の概要について、御報告申し上げます。

本研修センターは、上川管内 4 市 19 町村で構成し、教職員等の資質向上を図るため、学校教育並びに社会教育関係指導者の教育活動にいかされる実務的研修や実践交流等の事業を進め、着実にその成果を見ているところであります。

平成 31 年度においては、これらの事業を推進するため、総額 2,990 万 3,000 円の予算を計上し、さきの組合議会で議決されたところでございます。

なお、組合総予算に占める平常運営費負担金の総額は、約 85%の 2,550 万円となっております。そのうち本町の負担分は 28 万 7,000 円であります。

以上、上川教育研修センター組合の概要について、御報告申し上げましたが、詳細については、別紙に参考資料として添付してございます。

最後、6 件目でございます。

指定金融機関について、御報告申し上げます。

町では、地方自治法第 235 条第 2 項の規定による金融機関を北星信用金庫に指定し、町の公金の収納及び支出の事務を取り扱っていただいているところであり、引き続き平成 31 年度におきましても双方に異存がなく、また、従来の実績等を十分考慮し、契約に基づく自動更新をすることといたしましたので、議員各位の御了承を頂きたく、御報告申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第 7 議案第 1 号「下川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 1 号 下川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定に係る権限について、都道府県から市町村へ移譲されることとなることから、指定居宅介護支援事業等の人員及び運営に関する基準について、必要な事項を定めるものであります。

主な内容につきましては、指定居宅介護支援事業者の指定の要件、人員、運営などについて規定するもので、厚生労働省の省令による基準を踏まえたものとなることから、関係法令を引用する条文で制定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 栗原保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第1号 下川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案については1ページ、2ページでございます。私の方からは、お手元に配布させていただいております議案第1号説明資料により御説明いたしたいと思っております。

まず、本条例については、居宅介護支援事業者の指定等については、都道府県が実施をしているところでございます。

国では、要介護者等が居宅で介護保険を利用する場合、サービス計画の作成、ケアマネジメント等が必要で、居宅支援事業所の介護支援専門員…いわゆるケアマネジャーという方が支援を行っておりますが、この居宅支援事業所の指定権限が、保険者機能強化の観点から市町村による介護支援専門員の支援の充実をさせることを目的として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行され、介護保険法も改正され、居宅介護支援事業者の権限等を都道府県から市町村に権限移譲されることにより、その指定基準等について定めるものでございます。現在、下川町では5か所の指定居宅介護支援事業所がございまして。

次に、真ん中の図面なんですけれども、フロー図を御覧いただきますように、これまで都道府県が行っていた事業所の指定、指導・監査とともに、勧告、命令、指定の取消し、指定の効力の停止を市町村が行うこととなります。

都道府県は、市町村に事務の支援と、事業所に対し助言、その他の援助をすることになります。

条例の内容につきましては、指定居宅支援事業所の指定、指定更新、変更、休止、再開、廃止等について、また、事業所に対する指導監査、勧告、命令、指定取消し等について定めるもので、指定の要件、人員、運営などにつきましては、厚生労働省の省令による基準を踏まえたものとなることから、関係法令の定めるところにより、条文で制定するものでございます。

なお、今回定めることとしました本条例は、下川町では、平成24年度に北海道から事務権限を委譲されているところでございます。今後、事務経費については、これまで権限移譲交付金により道の方から町に交付されておりましたが、今後はなくなることとなります。

次に、該当する国の基準省令でございます。

条例委任事項については、①指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、②基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、③指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格（法人格の有無）としております。

根拠法令といたしましては、介護保険法第81条第1項及び第2項、そして介護保険法第47条第1項第1号、介護保険法第79条第2項第1号となっており、基準省令については、指定居宅介護支援事業人員及び運営に関するものと基準該当居宅介護支援の事業人員及び運営に関するものは、厚生省令第38号、指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準を、指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関するものは、介護保険施行規則に定めるところにより進めてまいります。

条例制定の考え方でありますけれども、本町の実情に、国の基準と異なる内容を定める特

別な事情や特性はないことから、国の基準のとおりといたしたいと思っております。

ただし、指定の申請者、事業所の管理者の資格事項は、法人格を有していることということで、条例第2条に定めているところでございます。

また、サービス提供記録の保存等については5年間ということで、条例第3条で定めております。

施行期日については、平成31年4月1日からということでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、町長から提案理由、並びに担当課長から詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第8 議案第2号「下川町職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、平成 31 年 4 月から新設される専門職大学制度により、関係する「下川町職員の自己啓発等休業に関する条例」「下川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「下川町簡易水道事業給水条例」の 3 条例を条建て改正するものであります。

主な改正内容につきましては、各種資格の基準について、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いにする改正のほか、法令の条項追加による引用条項のずれに対応する改正を行うものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第 2 号 下川町職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書は 4 ページ、5 ページでございます。

町長の提案理由にもございましたとおり、本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する条例を改正するものでございまして、今後の成長分野等を見据え、新たに養成すべき専門職職業人材を養成することを目的として、平成 31 年 4 月から創設されます専門職大学制度に関連いたしまして、放課後児童支援員、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者資格の基準について、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いにする改正を行うほか、関係法令の条項の追加による引用条項のずれに対応する改正を、条建てで改正するものでございます。

改正の内容につきましては、議案第 2 号説明資料により御説明申し上げます。

1 ページ目を御覧ください。

まず、第 1 条では、下川町職員の自己啓発休業に関する条例の一部改正を行うものでございまして、専門職大学に係る条項の追加による学校教育法の改正に伴い、引用条項がずれますので、第 4 条第 2 号中の「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改めるものでございます。

続きまして、2 ページ目を御覧ください。

第 2 条では、下川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、放課後児童支援員となる資格要件として、第 10 条第 3 項第 5 号の資格要件に、「当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を追加するものでございます。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。

第 3 条では、下川町簡易水道事業給水条例の一部を改正するものでございまして、布設工事監督者の資格について、第 38 条第 3 号では、短期大学の次に「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を、卒業した後の次に「同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後」を加え、同条第 8 号では、技術士法施行規則の一部を改正する省令が

公布され、技術士、第2次試験の選択科目のうち、水道環境という科目が上下水道及び工業用水道に統合されることから、「水道環境」を削除するものであります。

次に、水道技術管理者の資格に関連し、第39条第2号中、卒業した後の次に「学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を、同項第3号に規定する学校を卒業した者の次に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加え、同条第4号中、卒業した後の次に「学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を、同項第3号に規定する学校の卒業者の次に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加え、同条第5号には、卒業者の次に「学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。」を加えるものでございます。

なお、施行期日につきましては、学校教育法改正と同様の平成31年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、町長から提案理由、並びに担当課長から詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第9 議案第3号「財産の減額貸付けについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 財産の減額貸付けについて、提案理由を申し上げます。

本案は、1 月 24 日の平成 31 年第 1 回下川町議会臨時会において、一の橋の菓子製造施設整備事業に伴う予算案として追加提案させていただき、継続審査となり、その後、2 月 18 日の第 2 回下川町議会臨時会において御議決いただきました、菓子製造施設整備事業補正予算に伴い、下川町郷土資料展示保存施設の一部を菓子製造施設へ改修し、減額貸付けすることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

既に御承知のとおり、一の橋の菓子製造施設整備事業につきましては、「株式会社ベルシステム 24 ホールディングス」、「一般社団法人ラ・バルカグループ」と本町との連携協定により、社会課題の解決や公平・公正な取引を通じた SDGs の推進と、持続可能な地域社会の実現に向けてのパートナーシップの実践の場として取組を進めているものでありまして、一の橋地域の活性化やチョコレート等の菓子製造に伴う、障がい者等の雇用の場の創出、施設の余裕面積の有効活用などに資するものであります。

貸付けする公有財産は、下川町郷土資料展示保存施設の一部、鉄筋コンクリート造り一部 2 階建て、延床面積 1,146 m²のうち、職員室や校長室など 139.89 m²とそれに対応する土地、菓子の製造に必要な物品となっております。

貸付けの相手方は、事業を効率的で効果的に推進するため、一の橋地域において活動実績がある現地の「特定非営利活動法人地域おこし協力隊」と「一般社団法人集落自立化支援センター」が本事業のために設立した現地法人であります「一般社団法人 SDGs チャレンジセンター」でありまして、事業の公益性などを考慮し、減額貸付けするものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） それでは、私の方から、議案第 3 号 財産の減額貸付けについての概要につきまして、御説明申し上げます。先ほどの提案理由と若干重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

議案書の 6 ページ、7 ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、先ほどの提案理由にもありまして、2 月 18 日に御議決を頂きました、菓子製造施設整備事業補正予算に伴いまして、今後、施設整備の菓子製造に関わる貸付けの内容となっております。

貸付けの相手方につきましては、一の橋で活動している法人であります「特定非営利活動法人地域おこし協力隊」と「一般社団法人集落自立化支援センター」で立ち上げました、

一の橋 351 番地 2 に所在します「一般社団法人 S D G s チャレンジセンター」代表理事
八林 公平 氏であります。

貸付けする施設等でございますが、土地につきましては、下川町郷土資料展示保存施設のある「一の橋 287 番地の一部 139.89 m²」であります。

建物につきましては、「下川町郷土資料展示保存施設 鉄筋コンクリート造一部 2 階建延床面積 1,146 m²のうち、電気設備や機械設備等を含みます 139.89 m²」であります。

物品につきましては、6 ページから 7 ページにわたって記載しております。

チョコレート等の製造に必要な 1 番の縦型冷蔵庫から 12 番の完成した商品の陳列棚
あります島什器しまじゅうきの 12 品目となっております。

減額貸付けの期間につきましては、契約の日から平成 33 年 3 月 31 日までとなっております。

最後に、貸付けの金額でございますが、減額後の金額を年額 84 万円とするものでございます。

以上、簡単ではございましたが、議案第 3 号 財産の減額貸付けについての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、町長から提案理由、並びに担当課長から詳細説明がございましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、質問したいと思います。

建物の予算の方を先に議決してしまったことで、この貸付けの審議が…ちょっとハードルが上がってしまったと聞いていまして、それでちょっといくつか質問したいと思います。

まず、3 者の連携による事業として当初からずっと計画してきたものですが、今回の貸付けの相手は、その 3 者ではなく、第 4 者というようなかたちで、新しく設立される地元の法人という提案になっています。

この第 4 者の新設法人というのは、3 者からの出資はないという独立した法人ということでもいいのか、その点…まず 1 点お聞きしたいと思います。

2 番目に、これは建物を先に改修してということで予算が付いてしまいまして、建物が先行しております。となると、その建物を整備するに当たって、その能力を最大限に発揮するということで、今回の提案理由にありますとおり、事業を効率的で効果的に推進するということで貸付け相手を選定しなければならないと。

そういった観点で、今回の事業の柱となるのは、障がい者雇用で菓子製造を行うということで、新設される法人は障がい者雇用の実績及び菓子製造の技術を有しているのか、その点についてお聞きしたい。

そして、3 点目として、今回、特定非営利活動法人と一般社団法人が両方で新しく設立するということですが、公益性を考慮して減額貸付けするということで、この一般社団法人

人というものが…これ確か平成 20 年の公益法人制度改革関連 3 法で新しく仕切られたところがありますので、一般社団法人というのが設立の要件というのがどうなっているのか。

そして、設立した後、チェック体制…市民や行政がどういうふうにチェックしていけるのか、これが本当に公益性というものを担保した組織なのか、その点についてお伺いしたいです。

最後、4 点目として、この事業の公益性を考慮して減額貸付けということですが、減額前の…本来である貸付料というのが適正価格…時価でいうといくらで減額すると、それで減額するに当たっての公益性というのが何なのか。

以上、4 点についてお聞きします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の奈須議員の御質問にお答えしたいと思います。

1 点目の、新しく設立された法人の部分でございますが、こちらにつきましては、3 者からの出資はございませんでして、独立した法人となっております。

2 点目の、障がい者雇用の実績、菓子製造に関する技術ですが、障がい者雇用の実績については、詳細は把握してございませんが、私の知っている限りでは実績はないのかなというふうに把握してございます。

また、菓子製造の技術の部分につきましては、今後、研修をもって菓子製造の技術を習得するため、現段階では菓子製造の技術は有しておりませんが、研修によってその菓子製造の技術を有するということになってございます。

それと、法人の設立要件でございますが…一般社団法人なんですが、営利を目的としない非営利法人でございますが、社員…これが 2 名以上集まって設立できるものとなっております。

最後の公益性でございますが、公益性の部分につきましては、公共の利益に資するものという一般的な考え方によって、公益性を判断させていただいているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 再質問いたしたいと思います。

2 点目で、これから研修ということでお答えいただきまして、その後、施設が先にある中で選ぶとした時に、地域で障がい者雇用の既実績がある組織ですとか、菓子製造の技術を持った組織もあるかと思っております。そういったところがある中で、ここの組織を選ぶという根拠が必要になると思っております。そこらへんが…例えば公益性だとか、地域性というものになると思うんですが、そのへんの判断がちょっと慎重にしなければならないと思っています。

それで、一般社団法人については、非営利ということで非常に公益性が高い団体だというふうイメージとしてはあるんですが、私が調べたところでは、設立許可を必要とした従来の社団法人とは違い、公益性の有無は問われず、一定の手続き及び登記さえ経れば、主務官庁の許可を得るのではなく、準則主義によって誰でも設立することができる。

また、設立後も行政からの監督指導はないということで、一般社団法人をもって公益性を担保できるということにはならないかと思っております。

一般社団法人を公益社団法人ということで、公益性を正確にというか…ちゃんとチェック体質を持って公益社団法人にする手続きはあるかと思いますが、そういった手続きは今回踏まれていないということで、公益性を担保するものがない中で提案をされているのかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の奈須議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回設立いたしました一般社団法人SDGsチャレンジセンターにつきましては、その事業内容としまして、SDGsに関する取組の企画実施、また、SDGsに関する取組の調査研究、それとSDGsに関する普及啓発、そのほかに法人の目的に資するための必要な事業となっております、本町はSDGsの…持続可能な開発目標、それと下川町のありたい姿に向けて、様々な事業を実施しております、こういう関連性からも公益性を有すると判断しているところでございます。

○議長（近藤八郎君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 再々質問ですので、本会議ではこれで最後になるかと思えます。

ちょっと…今の説明で良かったんでしょうか…。今の説明だとSDGsを謳えば、みんな公益性があるということになってしまうので、今の説明でよろしかったのかなと思っております…これから町の事業者さんとか、これからいろんなことをやろうとした時に、一般社団法人を設立して、私たちの事業の目的はSDGsに資することだということになれば、もうそれで非営利性と公益性を担保してしまって、そして町に対して公共施設を安く使わせてください、私たちがこの公益性がある事業をやるために建物を建ててください、改修してください、そしてそれを安く貸してください…そしてそこで収益事業をやっても、非営利組織ですので、物を作って売っても良いということで、一般的な法則として今回の判断が準用されてしまうということで、今後混乱を招きはしないでしょうか、その点大丈夫でしょうか。

○議長（近藤八郎君） 桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の質問にお答えしたいと思います。

先ほど言いました…SDGsに資する事業という部分は申し上げましたが、今回の事業につきましては、SDGsのモデル事業ということで認定していただいて、町が進める事

業となってございます。ですから、ほかの団体がSDGsを進めるという話があったとしても、それは全て町の…公益事業として判断するものではございません。

それと、先ほど奈須議員が言われた障がい者雇用の場の確保、後は一の橋地域の集落の活性化、そういうところも踏まえて、総合的に町で判断したところでございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 何点かございますので…少しお時間を頂くかもしれませんが、まず、本議案につきましては、御案内のとおり、さきの予算の議決の時に…同時提案ではなくて予算のみ進んでおります。少数意見が留保されております。私ももちろん…少数意見を留保させていただいたところから、いろんな専門的な見地から、専門的な見解を踏まえて御質問をいたします。

前段に説明が必要と思ひまして…ちょっとお話をさせていただきます。

貸付けと改修工事は密接不可分の関係にございます。貸付けより予算の議決が先行するというのは…論理的帰結であると。論理的帰結、不都合性に鑑みて、これまでの適切は不適切である。また、もろもろ踏まえ、不適正であるという結論を基に質問をさせていただきます。

1点目、まず提案理由を聞かせていただきました。施設の遊休の所を貸すということですね…公有財産を。そして効果的、効率的な運営をするということで一部を貸すということなんですが、それらを踏まえて、まず根本的な地方自治法第96条第1項第6号…この規定が適切なのかどうかということです。

御案内のとおり、第96条第1項第6号…これは議会の権限です。議会の議決権限です。

私は…今までの町の説明等踏まえてですね、まず行政財産の…いわゆる財産の管理及び処分の説明をずっとされてきておりました。御案内のとおり、行政財産の管理・処分の中で、第238条の4で…これは町の方からも説明を受けて…公有財産を貸すのか…何を根拠に貸すのかという話ですね、その中で…第238条の4第2項で、用途だとか目的を妨げない限度において貸付けできるということです。いわゆる提案理由と同じです…行政財産は…施設の余裕のある所は貸すということです。

ちょっと中を省きますと…いわゆる根拠条例が行政財産の貸付けで、行政財産の管理・処分、使っていないところは貸しますよと。そしてそれらに関係して、行政財産の使用で第3項第7号…これは私が言ってるんですけども…これ町からの説明を基にして言っております。目的を妨げない範囲で使用を許可すると。そしてそれを受けて…第237条…適正な対価でなくしてこれを貸付けできます。先ほど言った行政財産の…地方自治法第9節の財産の中の行政財産の管理及び処分…これが根拠法令になるんじゃないのかなと…町の今までの説明、提案理由からするとですよ。あえて議会の権限で議決をするという根拠になった…その理由ですね、それがまず第1点です。

それから、2点目でございます。先般の委員会の中で、附帯意見を付しております。

その中で、公益に…公益というのはこれから議論のことだと思うんですけども、特段の扱いが求められる事業であると。町民並びに事業実施地域において十分に理解が得られる

ように取り組むことという意見を付させていただいているかと思えます。

2月23日でしたか…一の橋で…この意見を基にして説明会をもたれたのだと思えます。

町民の説明会というのは行われたかどうか…意見を基にですね。やられてないとしたら、いつ町民に説明をするのかというのが2点目でございます。

それから、3点目で、これも提案理由にありますとおり、両団体…協力隊と支援センターですね…これが設立したと。NPO等二つの団体の組織決定の月日…それは役員会なのか…皆さん承知しているのかということですね。役員会がいつ行われて…役員会で決定したのか…総会なのかという意味決定ですね。2団体でできているということの…それを受けての質問でございます。

それから、新たに設立したチャレンジセンター…この設立月日…設立総会になるんですかね、それから登記月日…登記がいつされているかということです。

それから、工事の予算を議決しております。これの工事発注がされているのかどうか。

工事発注されているとしたらいつ発注されたのか、請負業者はどこなのか。物品…これもいつ発注されて、受注業者がどこか。

それから、先ほど議員からも説明があったんですが…先に施設を造って貸付けすることになったことで非常にハードルが…公平・公正からいって…地元のそういう経験を有している人たち…菓子製造の方も何軒かございます。さらに、地元のこの工場を使ってやりたいという方への周知、確認、それから要望、そういうところがあるのかなのか、その方に意向を伺う…公共性といいますか…その方に意向を伺うことを町民説明会の中でもするのかどうか。

その6点ぐらいでしょうか…質問させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） それでは今、春日議員からありました6点の質問について答えさせていただきます。

まず1点目の、今回の提案の根拠条例が地方自治法第96条第1項第6号でよろしいかという部分でございますが、こちら…条文としましては「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」…ここは財産をいっております、財産とは公有財産、物品、基金など、全てのものをいいますので、この根拠で今回は提案をさせていただいております。

2点目の部分でございますが、住民説明会のことかと思えますが、先ほど話にありましたとおり、2月23日に一の橋地区で住民説明会を実施してございます。本来であれば、もう少し早い時期にした方が良かったかなという思いもありますが、今後また更にこの事業の進捗状況に伴いながら、町内での住民説明会も前向きに検討させていただきたいと思っております。

次に、3番目の両法人の組織決定…これにつきまして、今代表と話している段階でございまして、正確な日にちは今押さえてございません。もしお時間を頂けるのであれば確認をしたいと思うんですが…よろしいでしょうか。

それと4番目の設立月日と登記月日でございます。こちらにつきましては、設立、登記共に2月28日となっております。法人の登記につきましては、名寄ではなくて旭川で行ってございまして、履歴事項全部証明書というのはいま既に発行していただいております、それで確認をしております。

5番目の工事発注の部分でございますが、こちらにつきましては、まだ発注はしてございません。

6番目、地元の菓子製造を行う人たち…その意向を確認したか、要望など十分把握しているかというところでございますが、今回の事業につきましては、町とベルさん、ラ・バルカさんの3者協定に基づきまして、現地の法人で立ち上げていただいて、是非とも地域の集落再生だとか…当然現地で活動している方たちが…よく現地の実情を把握しているという部分があったので、これは特に…今後ほかのところに製造のお願いをするという考えはございません。ただし、今後この事業を進めるに当たって、参画したいという話がもしあれば、そういう部分については対応が可能かなというふうには考えてございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 前向きに検討されるということで…いつかということが言えないと思うんですけどね、この議会中なのか、議会が終わってからなのか、そのへんが分かれば…これから検討されるということなので…前後しますが…今まであったところ…慎重に審議できればというふうに思っております。

先ほどあったやつ含めてですね、団体の組織決定…これはいつやられているかというところを踏まえて、質問といいますか確認の意味も踏まえまして。

工事を発注していないと…予算の議決があつてですね…発注していないという…何か根拠はあるんですか。今の答弁を聞くと、なぜ同時に議決ができなかったのかなと…本当に単純な…純粋な疑問になるんですが、なんで工事を発注しないのでしょうか…できないんでしょうか。

以上で答弁を聞いて終わります。後、慎重な審議をお願いしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） ただ今の春日議員の3点目はですね、発注したかどうかでは…発注していないという答弁があつたので、それを更に聞くというのは、ちょっと質疑から逸脱するんでないかなという印象を持ちますので、この議案の取り扱いについては既に議運でも決定しておりますから、不明な点についてはそこで十分議論されることを望みたいと思いますので、そこを踏まえて再質問に執行者側は答えてください。

○議長（近藤八郎君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 理解いたしました。

○議長（近藤八郎君） 答弁はいらないですか。最初の2点でよろしいですか…それでは

今言いましたように最初の2点に限定して答弁をお願いします。

桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

一つ目の町民説明会の時期でございます。

こちらにつきましては、今後内部で十分…時期について検討させていただきたいと思えます。ちょっと議会中となると、なかなかスケジュール的にも難しい部分があるかと思えますので、その点も含めまして十分検討をさせていただきたいというふうに思えます。

次の組織決定の部分でございますが、これは両法人に確認をさせていただきまして、委員会の中で報告させていただくということですのでよろしいでしょうか…はい、よろしくお願ひします。

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第3号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第10 議案第4号「下川町道路線の廃止について」及び日程第11 議案第5号「下川町道路線の認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号及び第5号 下川町道路線の廃止及び認定についての両案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、道路法第8条及び第10条の規定により、町道路線の廃止及び認定を行うものでございます。

今回対象となる町道北町23線は、平成7年3月22日に締結した「サンルダム建設事業に伴う町道利用に関する協定書」に基づき、工事用道路として整備され、利用が完了し、平成31年1月22日に引き渡されたため、終点を変更するための廃止及び新たな整備箇所を含む認定を行うものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは、議案第4号、議案第5号 下川町道路線の廃止及び認定について、御説明をいたします。

議案書につきましては、8ページと9ページでございます。

第1回下川町議会定例会参考資料の1ページ目をお開きください。

本件につきましては、町道北町23線に係る道路線の廃止及び認定でありまして、一部重複している箇所がございますが、図面上の点線部分が廃止となる路線、実線部分が新た

に認定となる部分でございます。

町道北町 23 線のうち、下川町森林組合の木炭工場の部分から点線で上部に伸びていく部分が、ダム事業に係る工事用道路として利用されることとなったことから、平成 7 年 3 月 22 日に、旭川開発建設部とサンルダム建設事業に伴う町道利用に関する協定書…これを交わしまして、それ以降はダムの工事用道路として利用され、実線部分の整備が行われてきたところでございます。

そして、平成 31 年 1 月 22 日付けをもちまして、工事用道路としての利用が完了したとのことで、町道利用廃止届の提出を受け、引き渡しを受けたことから、この度、旧北町 23 線、2,340m を廃止し、新たに北町 23 線、2,440m の認定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから議案第 4 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。
ここで、13時30分まで休憩といたします。

休 憩 午後 0時 5分

再 開 午後 1時 29分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
日程第12 議案第6号「平成30年度下川町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第6号 平成30年度下川町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度一般会計の第7回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ3,213万円を追加し、総額を50億7,931万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、事務事業の確定及び見込みによるもの、緊急を要するもの等でございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費で予約型乗合タクシー事業補助金、コミュニティバス事業補助金を、衛生費で病院事業運営補助金を計上しております。

商工労働費では地域住環境総合支援事業、消費税増税に備えた国の経済対策によるプレミアム付き商品券事業に係る経費を、土木費で町道除排雪に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、地方交付税、国庫支出金、繰入金などを計上しております。

次に、第2条の繰越明許費の補正につきましては、プレミアム付き商品券事業の準備経費を追加するものでありまして、平成30年度内に終了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定め、執行するものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、五味温泉体験の森、美桑が丘の指定管理料の限度額を変更するものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、事業の確定による変更となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第6号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第13 議案第7号「平成30年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第7号 平成30年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度下川町下水道事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ1,693万円を減額し、総額を1億9,900万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、事業の確定等に伴い、修繕料、手数料及び工事請負費を減額計上しております。

なお、歳入では、実績及び見込みにより、下水道使用料、一般会計繰入金及び町債を減額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、浄化センター整備事業の確定に伴い、公共下水道事業債を減額するものでございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは、平成 30 年度下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第 7 号説明資料を御覧ください。議案書につきましては 17 ページ、事項別明細書につきましては 36 ページとなります。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定によるもの及び事業内容の見直しによるものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

下水道費の浄化センター維持管理事業につきましては、事業に伴う補正でありまして、修繕料で 56 万円を減額するものでございます。

次に、下水道管渠等維持管理事業につきましては、事業内容の見直しに伴い、129 万円を減額するものでございます。これにつきましては、下水管の清掃に係る手数料について見直しを行ったものでございます。

次に、浄化センター整備事業につきましては、事業の確定見込みに伴う補正でありまして、1,508 万円を減額するものであります。これにつきましては、浄化センター汚泥処理設備等改修工事に係るものでございまして、整備内容の見直しと入札による減額となっております。

続きまして、歳入補正の内容でございますが、下水道使用料につきましては、実績及び今後の見込みによるものでございまして、130 万円を減額するものでございます。この主な要因といたしましては、ダム建設業者の宿舍の撤去などによるものとなっております。

次に、繰入金の一般会計繰入金でございますが、財源調整のため、123 万円を減額しております。

最後に、町債でございますが、事業確定に伴いまして、公共下水道事業債で 1,440 万円を減額しております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに担当課長から詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第14 議案第8号「平成30年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第8号 平成30年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度下川町簡易水道事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ420万円を減額し、総額を9,116万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、事業の確定等に伴い、総務管理費で公課費を、施設管理費で修繕料、手数料、工事請負費及び備品購入費を減額計上しております。

なお、歳入では、実績及び見込みにより、工事負担金、水道使用料及び基金繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要について、御説明を申し上げます。

議案第8号説明資料を御覧ください。なお、この案件につきましては、議案書は20ページ、事項別明細書につきましては40ページとなります。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定等によるものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、事業の確定見込みによるものでありまして、公課費で58万円を減額するものでございます。これにつきましては、消費税納付税額の確定

見込みに伴うものでございます。

次に、管理費の下川浄水場維持管理事業につきましては、事業の確定により、修繕料で90万円を減額するものでございます。これにつきましては、いわゆる執行残でございます。

次に、一の橋浄水場維持管理事業につきましては、事業の確定によるものでございまして、手数料で20万円の減額でございます。こちらも執行残となっております。

次に、配給水施設維持管理事業につきましては、事業の確定に伴いまして、252万円を減額するものでございます。内訳につきましては、手数料で70万円の減額、消火栓取替工事で17万円の減額、施設備品購入費で165万円の減額となっております。手数料につきましては執行残、消火栓取替工事と施設備品購入費につきましては入札による執行減となっております。

次に、歳入補正の内容でございますけれども、分担金及び負担金で25万円の減額です。

これにつきましては、事業の確定によるものでございます。

次のページにいきまして、使用料及び手数料のうち水道使用料で160万円の減額でございます。この主な要因といたしましては、ダム建設業者の宿舍の撤去によるものでございます。

最後に、簡易水道施設基金繰入金につきましては、財源調整のため235万円を減額しております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第15 議案第9号「平成30年度下川町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第9号 平成30年度下川町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度介護保険特別会計の第5回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ685万円を減額し、歳入歳出総額を4億7,288万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費の事業の確定により、委託料を減額計上し、保険給付費の事業の今後の執行見込みにより、負担金、補助及び交付金を減額計上し、地域支援事業費の事業の確定により、委託料及び備品購入費を減額し、包括的支援等事業費では人件費等と委託料等を減額計上しております。

歳入につきましては、保険料の段階の異動に伴う保険料の増額、保険給付費の法定負担に係る国庫支出金等の増額等であります。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ525万円を減額し、歳入歳出総額を3億4,907万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、総務費、サービス事業費で、実績及び今後の執行見込みにより減額しているほか、基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、今後のサービス見込み等により介護給付費収入等を減額し、寄附金、繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 栗原保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第9号 平成30年度 下川町介護保険特別会計でございます。議案書につきましては、22ページから24ページになります。私の方からは、介護保険事業勘定補正予算（第5号）について、お手元に配布されております議案第9号説明資料により、御説明させていただきたいと思っております。

今回の補正予算の主な要因につきましては、保険給付費の執行見込みによる補正及び事業確定による補正であり、歳入歳出で685万円を減額しております。

まず、歳出については、総務費の8万円の減額につきましては、介護保険制度改正によるシステム改修委託料の確定によります減額でございます。

保険給付費の334万円の減額につきましては、施設サービス、特定入所者介護サービス等の執行見込みによる減額によるものです。

次に、地域支援事業費では、事業の確定により343万円の減額としており、介護予防事業等の34万円の減額、介護予防・日常生活支援総合事業委託料の介護予防ケアマネジメント事業10万円、一般介護予防事業13万円、備品購入費の介護予防地域活動用備品1万円、指定介護予防支援事業では、委託料の介護予防支援委託料10万円の減額となっております。

また、包括的支援事業等の309万円の減額につきましては、包括的支援事業で、嘱託職員の人件費280万円、システム改修委託料17万円、認知症対策事業旅費、負担金、補助及び交付金で12万円の減額となっております。

次に、歳入であります。

介護保険料80万円の増額につきましては、保険料段階の異動等によるものであります。

国庫支出金につきましては、保険給付費見込額の変更により、法定負担、保険者機能推進交付金で358万円の増額。

道支出金280万円、支払基金交付金733万円の減額については、保険給付費見込額の変更による法定負担に伴うものであります。

予防給付費収入16万円につきましては、介護予防サービス計画費収入の増額によるものであります。

繰入金の一般会計繰入金386万円の減額につきましては、保険給付費見込額の変更と地域支援事業費の確定によるもの、基金繰入金につきましては、財源調整によるもので260万円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 次に、平野あけぼの園長。

○あけぼの園長（平野好宏君） 続きまして、介護サービス事業勘定の内容を、補正予算概要書に基づきまして、説明させていただきます。

議案書は27ページ、事項別明細書は50ページとなります。

今回の補正の要因でございますが、事業の確定や今後の執行見込みによるものでございます。

歳出の総務費、施設管理費では、職員の時間外手当として107万円、定数外職員の非常勤職員の退職等による賃金として73万円、予定していた研修への不参加により旅費として6万円、需用費は暖冬の影響により燃料費等を281万円、同じく暖冬の影響により除雪委託料として22万円、車椅子等の備品購入入札による執行残として9万円をそれぞれ減額しております。総額で498万円を減額しております。

次に、サービス事業費でございますが、介護職員の不足に伴い、あけぼの園の入所定員の受入れを56名から54名に制限していること、また、短期入所生活介護において、中・長期的な利用者が減少したことに伴いまして、給食賄費80万円を減額しております。

また、役場居宅介護支援事業所の臨時職員賃金を52万円減額しております。

基金積立金ですが、あけぼの園の指定寄附として105万円を増額しております。

次に、歳入におきまして、サービス収入の介護給付費収入で1,097万円、介護予防給付費収入で24万円、地域支援事業収入で50万円、自己負担金収入で376万円をそれぞれ減額しております。これは先ほど御説明いたしました、特養の受入れ制限、それと短期入所の利用者が減少していること、デイサービスの利用者が減少していることが要因となっております。

また、特定入所者介護サービス費収入の70万円の減額につきましては、対象となる低所得者の減少によるもので、サービス収入全体で1,617万円を減額するものです。

次に、寄附金では、当初予算として50万円を見込んでおりましたが、予算を155万円に見直し、105万円を増額するものであります。現在102万円の収入を見込んでいるものであります。

繰入金につきましては、財源調整として、一般会計から887万円、あけぼの園基金から100万円を繰り入れする内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに担当課長等から詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第16 議案第10号「平成30年度下川町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第10号 平成30年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度国民健康保険事業特別会計予算の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ634万円を増額し、総額を4億8,669万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、医療費の執行見込みにより、保険給付費を増額計上するとともに、町立病院に係る救急患者受入体制支援事業の申請に伴う直営診療施設繰出金を増額計上しております。

歳入におきましては、歳出で計上しました保険給付費及び町立病院救急患者受入体制支援事業に係る保険給付費等交付金を増額計上するとともに、保険基盤安定繰入金等の確定及び財源調整により、繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 栗原保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第10号 平成30年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

議案書は25ページ、26ページになります。それでは、お手元に配布されております議案第10号説明資料によりまして、御説明させていただきます。

今回の補正予算の主な要因につきましては、町立病院に係る救急患者受入体制支援事業申請に伴う、直営診療施設繰出金の増額及び事務事業の執行見込みによるものでございます。

まず、歳出でございますが、一般管理費で、時間外手当の執行見込みによりまして、職員手当15万円の増額計上でございます。

次に、医療費の増減に伴いまして、今年度の月平均の推移から、今後の見込みといたしまして、一般被保険者療養給付費で600万円を増額し、退職被保険者等療養給付費で190万円、退職被保険者等療養費で19万円、退職被保険者等高額療養費で50万円の減額計上でございます。

次に、保健事業費につきましては、事業の執行見込みにより16万円の減額計上でございます。

次に、町立病院救急患者受入体制支援事業の申請に伴い、直営診療施設繰出金で294万円の増額計上でございます。

次に、歳入ですが、保険税につきましては、執行見込みにより、一般被保険者保険税で88万円を増額し、退職被保険者等保険税で116万円の減額計上でございます。

次に、道支出金で、保険給付費の増加に伴う交付額の見込みにより、保険給付費等交付金…普通交付金でございますけれども341万円、そして町立病院救急患者受入体制支援事業

に係る特別交付金で 294 万円の増額計上でございます。

次に、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の確定により、一般会計繰入金で 549 万円を増額し、財源調整に伴い、基金繰入金で 522 万円を減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 17 議案第 11 号「平成 30 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 平成 30 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 506 万円減額し、収入総額を 5 億 2,782 万円とし、支出におきましては、病院事業費用を 713 万円減額し、支出総額を 5

億 7,258 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入では、入院患者及び外来患者の減少等により、医業収益を減額する一方、医業外収益では、一般会計補助金を増額するとともに、また、国民健康保険直営診療施設に伴う調整交付金について、国保会計繰入金として増額するものであります。

支出におきましては、外科医師の退職に伴い、給与費を減額するものであります。

なお、収益的支出に対する収益的収入が不足する額 4,476 万円につきましては、経費の削減に努め、不良債務が発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では 248 万円減額し、収入総額を 1,118 万円とし、支出におきましては 222 万円減額し、支出総額を 1,998 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入では、医療機器購入費の確定により、負担金及び補助金を減額するものであります。

支出では、入札の執行残による器械備品購入費を減額するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、事務長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 三条病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） 議案第 11 号 平成 30 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書では 27 ページ、事項別明細書では下川町病院事業会計補正予算説明書 72 ページでございます。

それでは、お手元に配布されております議案第 11 号説明資料、補正予算概要書により御説明を申し上げます。

まず、補正の要因といたしましては、入院患者さん、それから外来の患者さんの減少による医業収益の減ということございまして、平成 30 年度業務の予定量の見込みでございますけれども、年間患者数につきましては、当初では入院患者数が 10,900 人、1 日平均 30 人を予定しておりました。入院患者さんの減により、年度末の見込みでは 3,150 人減の 7,750 人、1 日当たりでは 9 名減の 21 人の見込みであります。

同じく、外来患者では 22,100 人、1 日平均 91 人を予定しておりましたが、5,400 人減の 16,700 人、1 日当たりでは 23 人減の 68 人の見込みでございます。

以上のような状況から、収益的収入では、医業収益の入院収益で 3,000 万円の減額、外来収益では 3,800 万円の減額を計上するものでございます。

同時に 4 月以降の資金確保のため、一般会計より 6,000 万円と国保会計より繰入金として 294 万円の補正増を計上するものでございます。

収益的支出では、嘱託職員の賃金の減額によります給与費 713 万円の減額を計上してございます。

次に、資本的収支及び支出では、医療機器備品等購入の事業費の確定に伴う一般会計からの負担金 103 万円の減額と、当初予定しておりました訪問診療・訪問看護用の車両に対

する道補助金を予定しておりましたが、道の補助要件の対象外となりましたために145万円の減額をしております。

また、支出では、医療機器備品の執行残222万円を減額するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、町長から提案理由並びに事務長から詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 宮澤議員。

○1番（宮澤清士君） 年間患者数のところなんですけども、入院患者が3,150人減少、外来患者が5,400人の減少、そしてその下に入院患者と外来患者の平均等が出ているんですけども、これの入院患者、外来患者ともに、これだけ大幅に減ったその原因はなんだったんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 三条病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） まず、当初計画している数字でございますけれども、これは町立病院の地域における役割と申しましょうか、それを考慮して数字を載せてございます。若干高めの目標設定なのかもしれませんが、町立病院の果たす役割ということで、入院患者さん、それから外来患者さんの数を設定しているんですけども、経営努力も十分に考慮した中で数字を設定させていただいておりますけれども、結果的には厳しい数字になってきているのかなというふうに思っております。やはり人口減に伴うものも含めまして、入院患者さん、外来患者さんの数も減ってきているというのが要因なのかなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 外来患者がこのように減っている中で、昨年からは電子カルテ等を購入されて、名寄市立総合病院との連携も図りながらやっているわけですけども、町民からの声の中で、以前と変わりなく待ち時間が長いという苦情なりが…病院の方にも届いていると思いますが、この点の対策はどのようにされておりますか。

○議長（近藤八郎君） 三条病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） 当初、電子カルテが導入されて、大体半年ぐらいで今ある紙カルテですね…これが解消できるだろう…つまり紙カルテを使わなくても電子カルテで運用ができるだろうというふうにお医者さんの方からも確認はしていたんですが、実際に電子カルテをはしらせてみますと、やはりちょっと前の紙カルテの情報がどうして

も必要になってきてまして、今現在も紙カルテを少し使っていると…紙カルテと電子カルテを二つ並行して動かしていると、こういうことから、若干やっぱり時間がかかるのかなというふうには考えてございますが、紙カルテについても…いつというふうには断言できないんですが、いずれにしても紙カルテ自体は無くしていく予定ですので、それ以降は一定程度スムーズな…会計も含めた、受付も含めた事務ができるのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。
1 番 宮澤議員。

○1 番（宮澤清士君） 病床の稼働率、いくらぐらいになるんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） すみません。細かな数字は…持ってきていないんですが、41 床に対して、確か…51 から 52% ぐらいの稼働率だったというふうに記憶してございます。大変申し訳ございません…正確な数字が申し上げられませんが…以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 1 番 宮澤議員。

○1 番（宮澤清士君） これを次年度に向けてどういう対策を考えているんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 三条病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） まずはお医者さんとのきちっとした話合いもそうですけれども、患者さんが希望している…入院ですとか…そういうことも含めて、基本的には病院の経営を先生と一緒に考えていくということも含めて、可能な限り入院患者さん、外来患者さんを増やしていく努力をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。
7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 質問させていただきます。町の一般会計からの補助金が 6,000 万円…予算が計上されていると思います。合わせて 2 億 8,000 万円…これは昨年と同額かということが第 1 点でございます。

もう 1 点、当初で一時借入金 3,000 万円…限度額を設けております。事業の運営に当たって 3,000 万円を借り入れして病院の運営を行っているのか。行っているとするならば、いくら借り入れして、いつ返すのか。平成 29 年度も借り入れして事業運営を行っている

のかというところを質問いたします。

○議長（近藤八郎君） 三条病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） まず、平成 29 年度の町からの補助金でありますけども、去年は 2 億 5,000 万円でした。今年は合わせまして 2 億 8,000 万円というかたちになってございます。

それから、一時借入金につきましても…これは議案で決められておりますけども…3,000 万円。昨年につきましても一時借入金を借り入れしましたし、今年につきましても今現在…借り入れをしている最中です。補正予算が通らせていただきましたら、一時借入金 3,000 万円については返済するというかたちでございませう。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 3,000 万円…昨年も今年も借り入れして運営しているという理解でよろしいですか。

○議長（近藤八郎君） 三条病院事務長。

○町立病院事務長（三条幹男君） そのとおりでございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 18 議案第 12 号「平成 31 年度下川町一般会計予算」、日程第 19 議案第 13 号「平成 31 年度下川町下水道事業特別会計予算」、日程第 20 議案第 14 号「平成 31 年度下川町簡易水道事業特別会計予算」、日程第 21 議案第 15 号「平成 31 年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第 22 議案第 16 号「平成 31 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第 23 議案第 17 号「平成 31 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） それでは、議案第 12 号から 17 号までを一括して提案させていただきます。

まず、議案第 12 号 平成 31 年度下川町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第 6 期下川町総合計画などにに基づき、骨格予算とし、総額 46 億 7,100 万円、対前年度比 3.6%減で計上したところであります。

まず、歳出では、義務的経費で 17 億 3,503 万円を計上し、前年度対比 1.2%増。投資的経費では 6 億 4,653 万円を計上し、前年度対比 14.1%減。その他の経費で 22 億 8,944 万円を計上し、前年度対比 3.7%減となります。

次に、主な事業概要を申し上げますと、総務費では、SDGs パートナーシップセンター事業、生活サポート地域公共交通事業、参議院議員、知事・道議、町長・町議選挙執行に係る経費を。

民生費では、医療給付事業、高齢者見守り事業、認定こども園運営事業、山びこ学園運営事業を計上しております。

衛生費では、定期予防接種事業、がん検診事業、生活習慣予防事業、母子保健事業、廃棄物処理施設管理運営事業、墓地・火葬場施設等管理事業を。

農林業費では、農業費で、農業振興事業、農業研修道場運営事業、農業担い手対策事業、道営草地整備事業を。林業費では、私有林整備支援事業、林業・林産業振興事業、林道網整備事業、町有林整備事業を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、地域産業活性化支援事業、特用林産物栽培研究所運営事業を。

土木費では、町道整備事業、快適住まいづくり促進事業、空き家対策総合支援事業、公営住宅整備事業を計上しております。

教育費では、下川商業高等学校入学促進事業、小・中学校施設等管理事業、図書室・児童室運営事業、スポーツ推進事業を計上しております。

一方、歳入では、町税で 0.7%減の 3 億 1,359 万円、地方交付税では 4.2%増の 25 億円

を計上しております。

また、国及び道支出金では6.8%減の5億8,863万円を計上しております。

繰入金では、ふるさとづくり基金3,367万円、木質バイオマス削減効果活用基金800万円、森林づくり基金1,000万円、青少年育成基金繰入金533万円など、基金繰入金全体で6,218万円を計上しております。

町債では、投資的事業等に伴い4億4,500万円を計上しております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、下川町製材事業資金に関し、下川林産協同組合の北星信用金庫に対する債務の損失補償及び平成31年度北海道市町村備荒資金組合車両譲渡資金元利償還金について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

第3条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第4条は、一時借入金の借入最高額を17億円に定めるものであります。

以上、平成31年度下川町一般会計予算の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

次に、議案第13号 平成31年度下川町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億867万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、下水道使用料のほか、国庫補助金、下水道債、一般会計繰入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、公共下水道費において、人件費のほか、浄化センター管理委託料、下水道ストックマネジメント計画策定委託料及び浄化センター汚泥処理設備等改修工事等を。

個別排水処理施設費では、個別排水処理施設維持管理委託料等を。

公債費では、長期債償還元金、利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第3条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円に定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。

次に、議案第14号 平成31年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億869万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、水道使用料のほか、基金繰入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、総務管理費において、人件費のほか、水道システム保守点検委託料等を。

施設管理費では、浄水場管理委託料、消火栓取替工事及び量水器取替工事等を。

建設事業費では、簡易水道事業変更認可申請書作成等委託料を。

公債費では、長期債償還利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条は、一時借入金の借入最高額を500万円に定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

次に、議案第15号 平成31年度下川町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本町の介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が安心して続けられるように、介護及び介護予防のサービスを適切に提供してまいります。

本案は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して提案するものでありまして、介護保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,235万円とするものであります。

歳入におきましては、第1号被保険者の保険料、国・道支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、基金及び一般会計繰入金を計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、介護保険事業計画に基づき、保険給付費などを計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,944万円とするものであります。

歳入におきましては、サービス収入、繰入金及び繰越金等を計上しております。

また、歳出におきましては、総務費のほか、各種サービスに必要な事業費、基金積立金及び公債費などを計上しております。

次に、第2条では、一時借入金の限度額をそれぞれ3,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

次に、議案第16号 平成31年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,041万円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税のほか、道支出金、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費などを計上しており、医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2条につきましては、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

最後になりますが、議案第17号 平成31年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,275万円とするものであります。

歳入におきましては、保険料、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、一括して提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 基本的なところで御質問いたします。

平成31年度の予算編成につきましては、骨格予算ということで編成されたということで…方針でお伺いいたしました。

その中で、早期に対処すべき事業ということで、その部分は除いていますよということで、早期に対処すべき政策予算が計上されているという読み取りができるかなと思うんですが、それはどういう事業かということですか。

それから、もう1点、骨格予算で…提案理由にありました総合計画に基づいて…ということがありました。総合計画の案に基づき予算編成をされていると思うんですけども、基本的には施設運営費とか…そういうのは別として、全て総合計画の案に盛り込まれている事業ということで理解してよろしいでしょうか。

以上2点、質問いたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁願います。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） それでは、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、早期に対処すべき事業ですけども、提案理由でも申し上げましたが、今年、選挙に係る経費の執行がございますので、そういった事務事業については早期に対応しなければならないということで予算化をしているところでございます。

それから、総計の案については、今回計上した事業については基本的には載っているというふうに考えてございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） すみません。質問の趣旨が届いてなかったかと思うんですが、選挙は…もちろん当然でございますね。それで、早期に対処すべき政策的な予算が組み込まれているかどうかという質問をさせていただきました。

それと、総合計画の中に網羅されている事業が全てだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁をお願いします。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 新規事業で早期に対応しなければならないということで考えて

いるのは、今年度中に設置をしておりますパートナーシップセンターに基づく事業費、それから、新規事業で…道路整備でございますけども、川向いの北2号線の道路改良の事業費については、新規事業ですがすぐに対応しなければならないということで計上されているものでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 総合計画に基づく…基本的に全て入っているのかという部分についての答弁をお願いします。

町長。

○町長（谷 一之君） 予算編成方針でも申し上げましたけども、事業の執行に当たっては、総計の施策を基に執行してまいりたいと。その代わり、年度ごとに事業の潮流を見極めてですね、総計の中に組み入れたらいいものについては組み入れながら執行を進めていきたいなと思っています。

また、中期では…4年でローリングをする予定をしておりますので、それに基づいて、また事業が必要なものについては計画の中に織り込んでいきたいなと思っています。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） ちょっと質問の趣旨が伝わっていないので…総合計画に載っているかどうかという話で、今の答弁だと必要に応じてローリングしていくという理解になるかと思うんですけど、そういう理解でよろしいですか。総合計画の案の中に入っていない事業もあるけど、それはローリングして入れていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 確認の質問ですので、同じ答弁でも結構ですからお願いします。
町長。

○町長（谷 一之君） そのとおりであります。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第12号から議案第17号までの平成31年度普通会計予算6件について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号から議案第 17 号までの平成 31 年度普通会計予算 6 件を、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を選出していただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長（古屋宏彦君） 予算審査特別委員会の委員の方につきましては、応接室にお集まりいただきますようお願いいたします。

休憩 午後 2 時 26 分

再開 午後 2 時 34 分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、3 番 齊藤好信 議員。

副委員長には、5 番 大西 功 議員。

以上のとおり、決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 24 議案第 18 号「平成 31 年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 18 号 平成 31 年度下川町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、高齢化の進行などにより、医療ニーズの多様化が求められる中、町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、医療、介護、福祉の連携により、在宅医療を含め、地域包括ケアシステムの拠点となる体制の更なる充実、強化を進めてまいりたいと考えております。

平成 31 年度の病院事業運営方針として、1 日平均患者数を、入院では 30 人、外来では 85 人に設定し、診療体制につきましては、常勤医師 2 名、嘱託医師 1 名、旭川医大からの出張医により医師体制の維持を図るほか、看護体制を整え、患者サービスの質の向上に努めてまいります。

本案は、収益的収入では、入院及び外来の診療収益のほか、健康診断等による医業収益、さらに一般会計補助金などの医業外収益等を含め、収入総額 5 億 3,648 万円を計上しております。

次に、支出につきましては、医業費用として、職員給与費、診療材料費、経費のほか、

減価償却費等と医業外費用を併せて5億9,166万円を計上しております。

この結果、収益的収支において5,518万円の欠損が生じることになりますが、これにつきましては、新町立下川病院改革プランの着実な実行により、院内情報共有や目標などを設定し、病院事業の収支状況を常に把握して経営努力を進めるとともに、不良債務が生じないよう年度内で対処していきたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債償還元金に係る他会計出資金のほか、器械備品購入費として、他会計負担金を併せて収入総額413万円を計上しております。

また、支出におきましては、病棟及びリハビリ用の器械備品購入費のほか、企業債償還元金を併せて支出総額825万円を計上しております。

その結果、収支において412万円の不足となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填する計画であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第18号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第25 報告第1号「環境保全の状況と施策について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 平成30年度の環境保全の状況と施策について、御報告申し上げます。

はじめに、地球温暖化関係につきましては、本町の面積の約9割を占めている森林につきましては、二酸化炭素の吸収固定源として大きな役割を担っているところであります。

これまで本町が半世紀以上にわたり取り組んできた、循環型森林経営を基盤とする持続可能な森林づくりを継続し、森林吸収量の拡大を図ってまいります。

また、二酸化炭素の排出を削減するため、木質バイオマスの利活用など、省エネルギー対策を推進するため、町の行う事務事業を対象とした下川町CO²排出量削減計画に基づき、今後も様々な施策を進め、二酸化炭素の排出削減に努めてまいります。

次に、水質汚濁関係であります。本町を流れる各河川の水質について、生活環境項目と大腸菌群数に関する調査を実施しております。

大腸菌群数につきましては、基準値を超えている河川が見られておりますが、その主な要因といたしましては、少雨や夏期の水温上昇などが影響したものと考えられます。

また、珊瑚金山跡地につきましては、平成 27 年度に終了しました止水工事以降、安定しております。

今後も河川に影響のないよう、状況等把握を行い、水質汚濁の防止に努めてまいります。

大気汚染や騒音、振動などにつきましては、特に問題は発生しておりませんが、各種調査による状況把握と監視、指導などにより、町民の快適な生活環境の確保に努めてまいります。

なお、本件につきましては、1月9日に開催した環境保全対策審議会に諮り、御意見を伺っているところであります。

最後になりますが、本町では、町民の皆様をはじめ、関係団体などの御協力を頂き、様々な環境保全活動が実施されており、今後も町民、事業者、行政が一体となった環境保全に努めてまいります。

以上申し上げまして、環境保全の状況と施策についての報告とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で、報告第1号を終わります。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、3月12日、午前10時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、3月12日、午前10時まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後2時41分 散会